

# 社会医療法人財団新和会 介護老人保健施設ユニットさとまち 運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会医療法人財団新和会が開設する介護老人保健施設 ユニットさとまち（以下「施設」という。）が行う介護老人保健施設サービス事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正かつ高次な施設サービスを提供することを目的とします。

## (運営方針)

第2条 要介護者の心身の特性を踏まえて、サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上のケアを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにし、在宅復帰することを目的とします。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。
- 3 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。
- 8 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

(施設の名称)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりです。

名 称 社会医療法人財団新和会 介護老人保健施設ユニットさとまち  
所在地 安城市里町畑下6 2 番地

(職員定員)

第4条 施設には次の職員を配置します。

- (1) 管理者 1名
- (2) 医 師 1名以上
- (3) 薬剤師 1名以上
- (4) 看護師 2以上(常勤換算)
- (5) 介護職員 5以上(常勤換算)
- (6) 介護支援専門員 1名以上
- (7) 支援相談員 1名以上
- (8) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士0.2以上(常勤換算)
- (9) 管理栄養士又は栄養士 1名以上
- (10) 事務職員 1名以上

※なお、日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員または看護職員を配置します。夜間及び深夜においては、2ユニットに1人以上の介護職員または看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置します。

また、2ユニットに1名の常勤ユニットリーダーを配置します。

(職種及び職務内容)

第5条 前条に規定する職員の職務内容は、次の各号に定めるとおりです。

- (1) 管理者は、施設の職員及びその業務を統括し、管理・監督・指導を行います。
- (2) 医師は、利用者等の病状や心身の状態の把握に努め、的確な診断と適切な処置を行うとともに機能訓練等が計画的かつ効果的に行えるよう指導します。
- (3) 薬剤師は、施設長の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行います。
- (4) 看護師は、施設長の命を受け、利用者等の看護及び健康管理の業務を行います。
- (5) 介護職員は、施設長の命を受け、利用者等の日常生活全般を介護し、支援相談員等と協力して生活指導の業務を行います。
- (6) 介護支援専門員は、施設長の命を受け、看護師、介護職員、支援相談員等と協力して、利用者等の施設サービス計画の作成及び実施に関する業務を行います。
- (7) 支援相談員は、施設長の命を受け、介護支援専門員等と協力して入退所の事務手続き、利用者等及びその家族の処遇上の相談並びに地域関連機関との連携業務等を行います。

- (8) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、施設長の命を受け、利用者等の機能訓練及び日常生活動作能力の改善又は維持を図るため、個別計画の作成、目標の設定、計画的な評価等を行い、効果的な機能訓練を行います。
- (9) 管理栄養士は、施設長の命を受け、献立作成及び栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行います。
- (10) 事務職員は、施設長の命を受け、施設療養費等の請求その他必要な事務を行います。
- (11) 前各号に定める業務の他、担当する業務と他の業務との連携・調整を十分行い、利用者等に対し満足いただける施設運営を全職員で行います。

#### (入所定員)

第6条 入所定員は、20人(10人×2ユニット)です。

#### (サービスの内容及び利用料等)

第7条 介護保険施設サービスの内容は、次のとおりとし、介護保険施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、その介護保険施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。また、食費及び居住費において国が定める負担限度額段階(第1段階から第3段階)の利用者自己負担額については別途資料(重要事項説明書)をご覧ください。

- (1) 医療 利用者に対して必要に応じて医師による診断・治療を行います。また、入院治療が必要となった利用者は、八千代病院又は他の病院・診療所に入院・治療を受けていただきます。
- (2) 機能訓練 利用者に対する機能訓練は、医師、理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士の指導のもと、心身の改善又は維持に資するよう実施します。利用者には週2回以上計画的に行います。
- (3) 看護・介護 利用者に対する看護・介護は、その病状・心身の状態に応じて適切な実施のもと、QOL向上に資するように行います。
- (4) 食事 利用者に対する食事は、心身の状態・病状及び嗜好を考慮し、栄養面を配慮した食品・調理方法で予め作成された献立に従って提供します。
- (5) 衛生管理 利用者の清潔を保つため、寝具又は被服は常に清潔保持に努め、入浴又は清拭は週2回以上行い、シーツ交換は週1回行います。
- (6) 健康管理 利用者の健康管理には常に注意し、必要に応じて利用者の健康保持のため適切な措置をとります。
- (7) 支援相談等 支援相談員は、関連部署及び関連機関と協業、協議し、利用者の家庭復帰に向けて種々の角度から支援します。

- 2 特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用として利用者に負担していただく費用は、次のとおりです。

ユニット型個室 1,050 円（税込）／1 日

- 3 食費については以下のとおりです。

食費内訳：朝食 520 円 昼食 750 円（おやつ代 80 円含） 夕食 730 円

※お支払いは 1 食単位となります。

種 類	内 容	利用料
食 費	基準額	2,000 円／日
食 費	第 1 段階	300 円／日
	第 2 段階	390 円／日
	第 3 段階 ①	650 円／日
	第 3 段階 ②	1,360 円／日

- 4 居住費については以下のとおりです。

居室料金	基準額	ユニット個室	1,970 円／日
	第 1 段階	ユニット個室	820 円／日
	第 2 段階	ユニット個室	820 円／日
	第 3 段階	ユニット個室	1,310 円／日

- 5 理美容代は、実費です。

- 6 教養娯楽として日常生活で必要となる費用で利用者に負担していただく額は、1 日につき 154 円です。

- 7 前各号の費用は、利用者又はそのご家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に同意をいただきます。

(退所)

第 8 条 利用者等が施設の規律を守らない場合、又は入所の必要がなくなつたと認められる場合は、退所していただくことがあります。

(身体の拘束等)

第 9 条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その利用者の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録します。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施します。

（虐待の防止等）

第10条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

（感染症対策の徹底）

第11条 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 当該施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的で開催するとともに、その結果について介護職員その他従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 当該施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 当該施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 当該施設における感染症の発生及びまん延等に関する対策の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等に取り組みます。
- (5) 上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処に関する手順に沿った対応を行います。

（事故発生時の対応）

第12条 施設は事故が発生又は再発することを防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備します。

(2) 事故が発生した時、又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他従業者に対する研修を定期的に行います。

#### (非常災害対策)

第 13 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行います。

(1) 防火管理者および火元責任者を定めます。

(2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。

(3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。

(4) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。

(5) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施します。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上（うち 1 回は夜間想定）

② 利用者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

(6) 当施設は、(5) に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

#### (その他の運営についての留意事項)

第 14 条 施設は、職員の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるとともに職務体制を整備します。

採用時研修 原則採用後 1 か月以内

継続研修 毎月 1 回、内外講師による研修（学習会）

2 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施の上、当該担当者を定めます。

3 職員は、職務上知り得た利用者又はそのご家族等の秘密を厳守します。

4 職員であった者に職務上知り得た利用者又はそのご家族等の秘密を厳守させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を厳守するよう、職員との雇用契約の内容に含めます。

5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会医療法人財団新和会と事業所の管理者との協議に基づき定めるものとします。

## 附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 元年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 元年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。